

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県佐渡市吾潟183番地1

佐渡汽船運輸 株式会社

代表取締役 荒川 滋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 2年11月30日

許可の有効年月日 令和 7年11月27日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**汚泥**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**鉱さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**廃石綿等**（法施行規則第1条の2第7項第1号から第3号に掲げるものに限る。）、**廃PCB等**（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、**PCB汚染物**（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成17年11月28日
- ・変更届出年月日 平成22年 4月12日 (代表者の変更 旧 稲場 浩一)
- ・更新許可年月日 平成22年12月 7日
- ・変更届出年月日 平成27年 4月15日 (代表者の変更 旧 後藤 清一)
- ・更新許可年月日 平成27年11月28日
- ・変更許可年月日 平成28年 5月12日

(汚泥(含水率85%以下のダイオキシン類を含むものに限る。))の廃止)

(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物類を含むものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃石綿等(法施行規則第1条の2第7項第1号から第3号に掲げるものに限る。))の追加)

- ・更新許可年月日 令和 2年11月30日
- ・変更届出年月日 令和 4年11月 9日 (代表者の変更 旧 臼杵 修二)
- ・変更届出年月日 令和 5年12月11日 (代表者の変更 旧 大久保 治仁)
- ・変更許可年月日 令和 7年 2月21日

(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、廃酸、廃アルカリ(以上、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、汚泥、ばいじん(以上、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、燃え殻(砒素又はその化合物を含むものに限る。)、鉍さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃PCB等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、PCB汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。))の追加)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 2年11月30日 更新許可)

無

(令和 7年 2月21日 変更許可)